

## 【学校感染症と出席停止期間の基準について】

下表にある学校感染症と診断された場合には、学校にご連絡いただくとともに、蔓延防止のため下表「出席停止期間の基準」を守り、主治医の登校許可が出るまでは十分に静養してください。登校時は、「学校感染症 出席停止届」に保護者の方が記入をし、必要書類を添付して担任へ提出してください。

種類	学校感染症名	出席停止期間の基準
第1種	感染症法の1類・2類感染症 (全14疾患) エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、SARS、特定鳥インフルエンザ等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ <small>(特定鳥インフルエンザを除く)</small> 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 風疹(三日ばしか) 水痘 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで 発疹がすべて消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(0157等) 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロ、ロタ等)、帯状疱疹、手足口病、溶連菌感染症等)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで (※主治医に出席停止期間をよく確認してください)
その他	上記第1種・第2種学校感染症の疑いのある者	・患者のいる家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、医師において感染のおそれがないと認めるまで ・発生した地域から通学する者、流行地を旅行した者については、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

### 《 インフルエンザの出席停止期間の数え方 》

インフルエンザの出席停止期間は、

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで です。

- ※「発症した日」「解熱した日」をそれぞれ0日目として数えます。
- ※「発症した日」とは、「発熱した日」を指します。
- ※「解熱した日」とは、「平熱に戻った日」を指します。

例. 1/10に発症した場合

1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18
発熱	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
			解熱	1日目	2日目	1/16から登校可能		
				解熱	1日目	2日目	1/17から登校可能	
					解熱	1日目	2日目	1/18から登校可能

いつ解熱したかによって登校できる日が変わります